

令和7年第2回宮代町議会定例会(3月議会)審議結果一覧

議案番号	件名	審議結果
議案第 3号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案可決
議案第 4号	宮代町職員の給与に関する条例及び宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 5号	宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 6号	町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 7号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 8号	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 9号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第10号	宮代町都市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第11号	宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第12号	宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第13号	宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第14号	指定管理者の指定の期間の変更について	原案可決
議案第15号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第16号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第17号	町道路線の認定について	原案可決
議案第18号	宮代町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	任命同意
議案第19号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	推薦同意
議案第20号	令和6年度宮代町一般会計補正予算(第5号)について	原案可決
議案第21号	令和6年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	原案可決
議案第22号	令和6年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	原案可決
議案第23号	令和6年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	原案可決

議案第24号	令和6年度宮代町水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第25号	令和6年度宮代町下水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第26号	令和7年度宮代町一般会計予算について	原案可決
議案第27号	令和7年度宮代町国民健康保険特別会計予算について	原案可決
議案第28号	令和7年度宮代町介護保険特別会計予算について	原案可決
議案第29号	令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
議案第30号	令和7年度宮代町水道事業会計予算について	原案可決
議案第31号	令和7年度宮代町下水道事業会計予算について	原案可決
議員議案第2号	宮代町議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例について	原案可決
議員議案第3号	宮代町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
意見書第1号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書	原案可決
決議第1号	小中学校におけるいじめ根絶のための対策を強く求める決議案について	原案可決
請願第1号	学園台運動広場の高木になったカイズカイブキのてっぺんを詰め・剪定等を求める請願書	不採択
請願第2号	町ホームページの「宮代町議会改革特別委員会の設置、委員が決定しました」によると、「宮代町議会ハラスメント防止条例策定特別委員会」のときのように全議員が委員となるのではなく、なぜか7名の委員で行うとのことであるが、その委員の顔触れを見ると、これまで議会改革に関する発言や行動を行ってきたりしたという発言・実績がある議員であるとは考えにくい顔ぶれであり、また、これらの議員の多くは、執行部提出議案に対し殆ど賛成し続けた議員でもあることから、一町民として、議会改革の委員としての資質に関し、大いに疑問を持つものであり、少なくともこれまで長年、多くの執行部提出議案に真摯に反論や反対を行い続けてきたという多くの実績がある丸藤栄一議員や、町民の頃からは勿論、前回選挙の時にも、町民へ対し一貫して「議会改革」を訴え続け、しかも町民であるときでさえ議会ホームページ新設や傍聴券問題の改善等々を現実に行ってきた佐藤将行議員が委員として外されていることについて違和感を覚えることから、改めて議会改革特別委員を議員全員とするか、または、委員の選任をやり直すかを求める請願。	不採択

請願第 3号	<p>令和6年12月定例会における請願第4号として、特定非営利法人MCAサポートセンター（以下、MCAと略）から出された請願の事案である、新型コロナウイルスの感染が急激に増加していた頃に、ワクチン接種会場である進修館駐車場へ不法駐車した車両があり、MCAが業務として翌日もしくは数日中で対応業務をすべきところ、その本来業務を怠った結果、半年間もの長期間に渡りその車輛により駐車スペースを占有されたことにより、ワクチン接種のために来館した町民を始め、多くの車輛が駐車場を使用出来なかったという事案につき、①不法駐車車輛を管理することは本来MCAの業務であるにも関わらず、初期の対応の怠慢により、結果的に半年間もの長期間に渡り不法駐車を継続させてしまったこと、また、その為に多くの町民が駐車スペースを利用できなかったことから、それらの人々が他の場所へ駐車せざるを得なかったこと、さらに、その不法駐車を行った者がMCA代表・渡邊朋子氏の子供の友達であったことは本当であり、MCAに対し佐藤将行議員が指摘したことは結果的にその限りにおいて真実であったこと、そして、不法駐車者は半年間という長期間に渡り町民の資産を無償で占有した結果、本来近隣の駐車場を使用した場合であれば当然に発生する賃料を免れたことになるが、その賃料相当額を町へ支払われなかったことに対しMCAにも責任が発生していること等、これらの事実関係の調査を求める請願。</p>	不採択
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----